

生協制度見直し検討会

第7回(H18. 11. 15)

資料3

前回ご指摘のあった事項

総会の議決事項

総会の議決事項の見直しについて

ご議論を踏まえての検討

○ 生協法に定める総会の議決事項は、総会のどのような位置づけを表しているのか。

【絶対的議決事項】

- ・ 定款の変更
- ・ 規約の設定、変更及び廃止
- ・ 借入金額の最高限度 等

【相対的議決事項】

- ・ その他定款で定める事項

【その他】

・ 各協同組合は、各根拠法又は定款に別段の定めがなくても、総会は法令・定款又は規約に反しない限り、組合に関する一切の事項につき議決することができるものと解されている。（上柳克郎「協同組合法」104頁）

○ 実際上の観点からは、総会の議決事項をどのように考えるか。

例えば、借入金の最高限度額は、主として事業実施上の問題であり、総会が生協における最高機関であるとしても、必ず総会で議決しなければならないとするのは、実際上困難を伴うのではないか。
また、共済事業規約の設定等のうち軽微な事項（共済事業の実施方法に関する技術的な事項含む）についても、必ずしも総会で議決しなくてもいいのではないか。

対応案

○ 生協の総会は、総会が組合員で構成する生協の最高機関であることから、法律に定める絶対的議決事項や、各生協が定款で定める任意的議決事項のほか、法令、定款等に反しない限り、組合に関する一切の事項につき議決できると、現行法上も解されている。

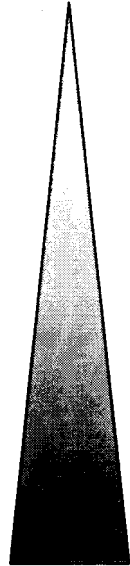
○ その基本的な考え方を踏まえた上で、実際の組織運営の観点から、他法の規定等も参考に、借入金の最高限度額については総会の議決を不要とするなど議決事項についての必要な見直しを行うこととしてはどうか。

区域に関する規制
(県域規制)

生協の行う事業の実施区域の範囲について

○ 生協の行う事業ごとの適正な事業実施区域の範囲については、一般的に、大数の法則が働くことが望ましい共済事業は広く、住民に身近な地域でサービスを提供するという基本的な考え方に基づき市町村単位で運営されている利用事業(医療・福祉)は狭いと考えられる。

狭



広

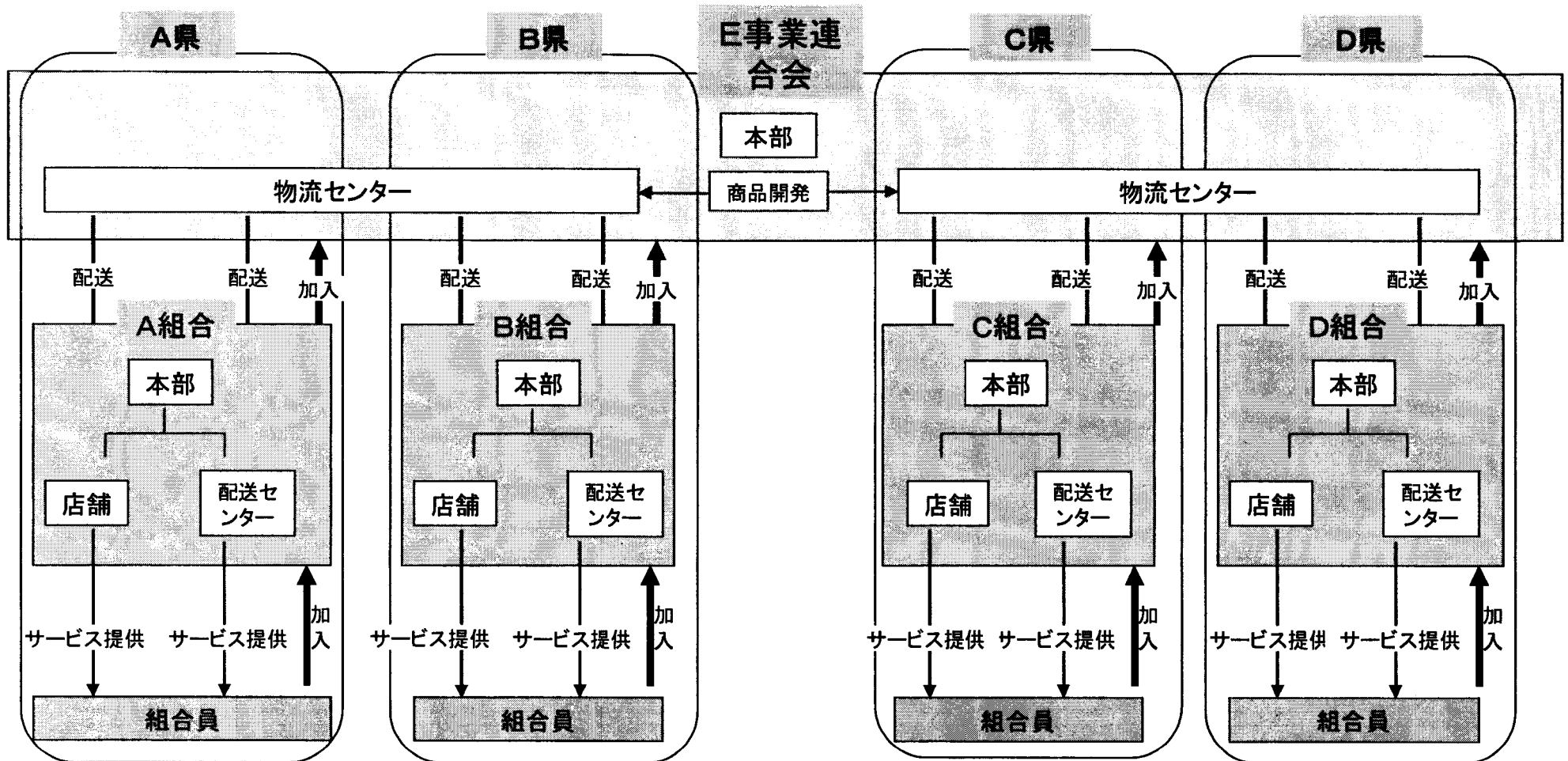
生協事業	事業実施区域の留意点
利用事業 (福祉等)	ローカルなコミュニティがベースとなつての地域の中での助け合いの側面が強い
購買事業	商圏と物流圏が存在 ※ 商圏:小売店舗あるいは商店街、ショッピングセンターなど商業集積の顧客吸引力が及ぶ範囲
共済事業	大数の法則が働く方が望ましい



生協は、事業の種類から見た適正規模の観点をも踏まえ、連合会制度を活用した形で、事業を実施している。

購買事業と連合会制度(物流の最適化)

- 各消費生活協同組合は、消費生活協同組合連合会として、おおむねブロック圏ごとに事業連合会を設立。事業連合会は、商品の開発、統一商品の組合員別仕分け、会員生協のセンターまでの配送等のサービスを実施し、物流の最適化に努めている。
- 店舗や配送センターから組合員への物品提供は、各単位生協が実施。



事業連合の例

＜東北サンネット事業連合＞
青森県・秋田県・岩手県・山形県・
宮城県・福島県

＜コープ北陸事業連合＞
福井県・石川県・富山県

＜コープ中国四国事業連合＞
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・
香川県・徳島県・愛媛県・高知県

＜コープネット事業連合＞
茨城県・栃木県・群馬県・千葉県・
埼玉県・東京都・長野県

＜ユーコープ事業連合＞
神奈川県・山梨県・静岡県

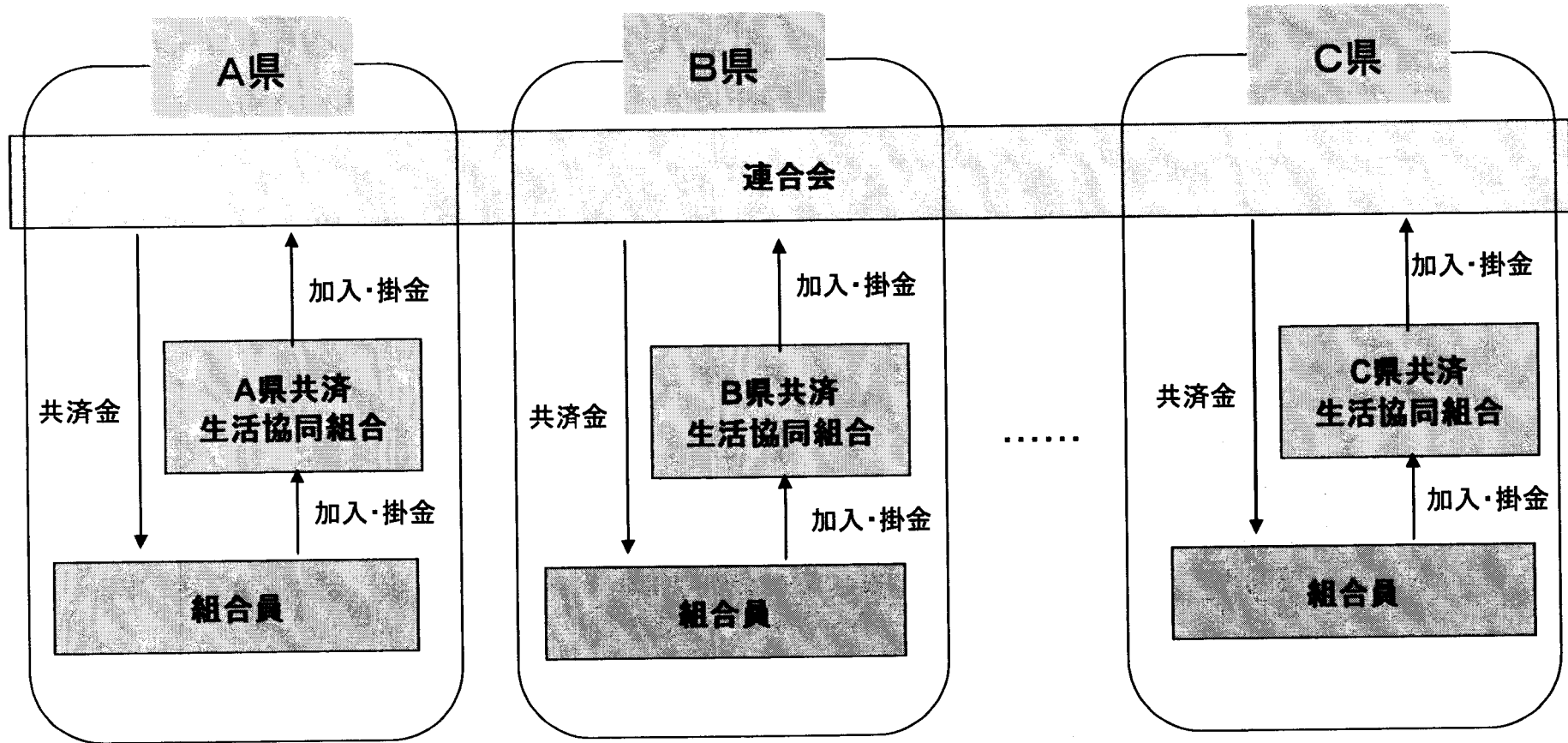
＜東海コープ事業連合＞
岐阜県・愛知県・三重県

＜コープきんき事業連合＞
滋賀県・京都府・大阪府・
奈良県・和歌山県

＜コープ九州事業連合＞
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・
宮崎県・鹿児島県・沖縄県

共済事業と連合会制度

○ 地域生協のうち共済事業を行っているもの(地域共済生協)は、元受共済事業を行う消費生活協同組合連合会の会員となって大数の法則を働かせることが可能。



県域規制の見直しについて

県域規制の緩和の必要性(ヒアリング意見より)

事業の効率化

県境問題の解消

ご議論等を踏まえての検討

○ 事業の効率化(適正規模による事業実施)について

【共済事業】

○ 共済事業については、連合会制度を利用して大数の法則が実現できることとなっている。

【購買事業】

○ 購買事業については、事業連合会により、物流の効率化が実現できることとなっている。

○ 県境問題について

○ 現行の県域規制の下、各地域購買生協は、接続都府県との間の県境において、それぞれ、県境を越えた店舗の利用ニーズ等の県境問題を抱えている。

○ 県境問題の解決は、組合員ニーズを踏まえた事業実施のために必要な喫緊の課題

○ 各県の地域購買生協が、接続都府県まで、都府県の区域を越えて区域を設定することができることにより、購買事業に係る県境問題を解決することが可能となる

対応案

○ 購買事業の実施のために必要と認める場合には、主たる事務所の所在地である都府県の接続都府県まで、都府県の区域を越えて地域生協の区域を設定できることとしてはどうか。

員外利用規制

員外利用が認められる事由の見直しに関する考え方

○ 今回の見直しにおいて、組合のガバナンス機能の強化を図ることとしており、組合の行う他の事業運営に支障を来さないかといった中小小売業者の事業活動への影響と関係しない事項については、基本的に組合の判断に委ねることが可能であると考えられる。

○ このため、員外利用規制の見直しに当たっては、現行の員外利用の禁止・許可制度（員外利用は原則として禁止されており、一定の場合を除いては、行政庁の許可がなければ員外利用をさせることができないとする制度）は引き続き維持するが、中小小売業者の事業活動に影響を及ぼすおそれがないと認めるものについては許可を不要とし、中小小売業者の事業活動に影響を及ぼすおそれがあるものについて、引き続き、許可に係らしめることとする。

※生協法においては、中小小売業者の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは員外利用の許可をしてはならないものとされている。

許可なし

中小小売業者の事業活動に影響を及ぼすおそれがないと考えられるもの



- ・自賠償共済（制限なし）
- ・災害時の緊急物資の提供（制限なし）
- ・専売品等の提供（制限なし）
- ・体育施設、教養文化施設の利用（制限なし※）
- ・行政の委託事業（制限なし）
- ・医療・福祉事業（100分の100）
- ・母体企業、大学による利用（100分の20） 等

許可あり

中小小売業者の事業活動に影響を及ぼすおそれがあると考えられるもの



- ・山間へき地（100分の20）
- ・保育所等への食材提供（100分の20）
- ・生協間の物資提供（100分の20） 等

（注）括弧内は考えられる員外利用限度。なお、※については、中協法において無制限とされている。

医療・福祉事業の
非営利性の強化

医療・福祉事業を実施する生協の非営利性の強化について

ご議論を踏まえての検討

○ 貸借対照表まで区分することは、実務上困難ではないか。

○ 生協は、医療事業や社会福祉事業を本体事業として行う医療法人や社会福祉法人と異なり、その性格上、事業の内容が多岐にわたる場合もあり、その点も踏まえる必要がある。

○ 例えば、介護福祉事業を行うに当たり、購買生協の施設の一部を使って実施している場合もあり、またその事業が一時的なものとなることも考えられ、こうした事業一つ一つについてまで貸借対照表を区分して作成することは実務上困難。

○ 特に、残余財産の帰属先を限定するとした場合には、資産の区分を行う必要があるが、上記を踏まえれば難しいのではないか。

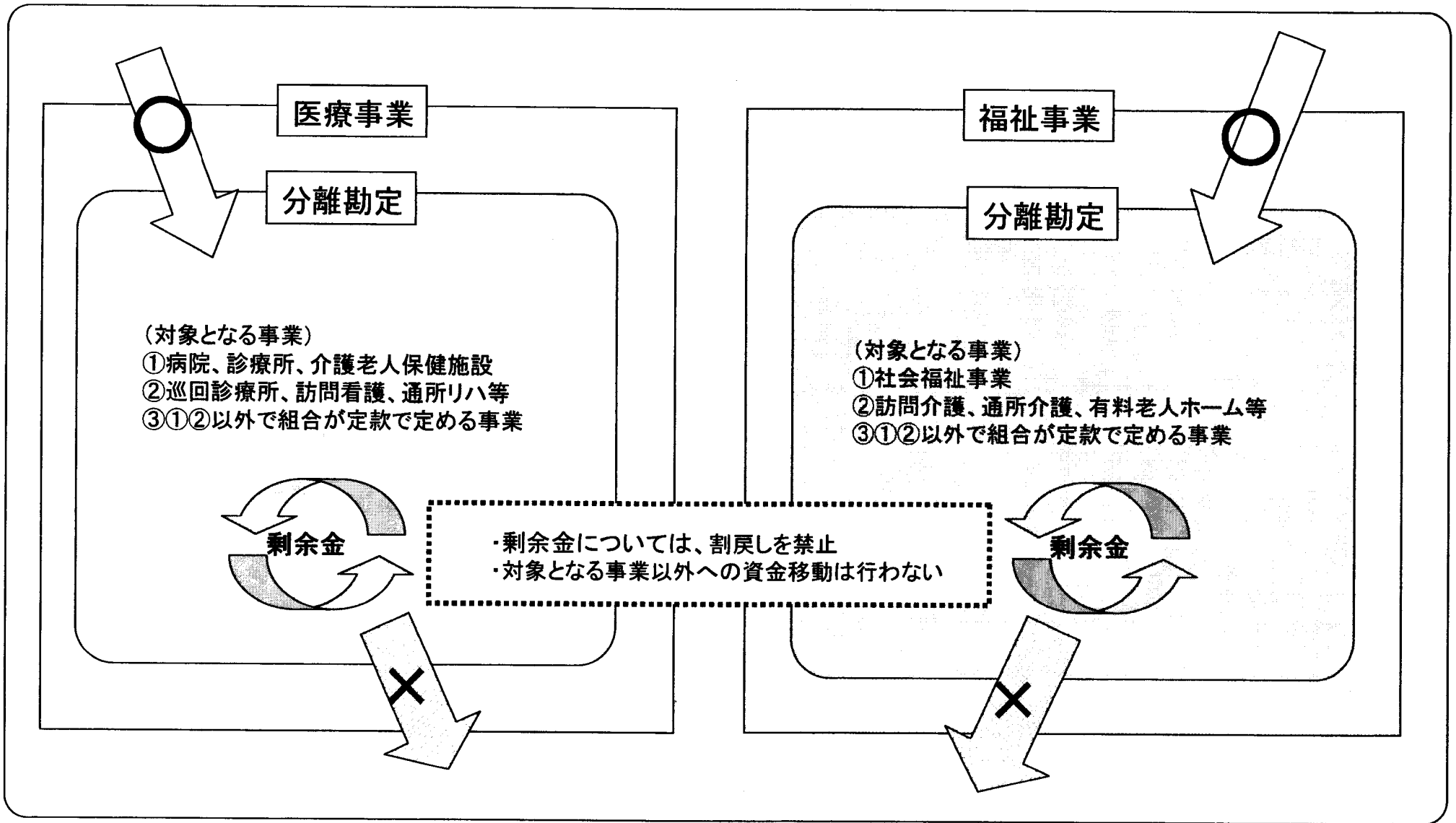
対応案

医療事業又は福祉事業のうち、一定のものを実施する生協については、その非営利性を強化するために、以下の措置を講じてはどうか。

○ 対象となる事業を医療・福祉ごとに区分して経理(分離勘定)することとし、対象となる事業以外の事業への資金移動は行わないこととする(対象となる事業以外の事業からこれらの事業への資金移動は制限しないこととする)

○ 対象となる事業に係る剰余金の割戻しを禁止する

医療事業及び福祉事業に係る非営利性の強化について



注)対象となる事業として定款で定める事業については、医療事業に係る特別会計に社会福祉等の事業を、福祉事業に係る特別会計に病院等の事業をそれぞれ互いに定めることも可能とする。